旭日単光章を授ける（各通）　今田　好博　正
瑞宝単光章を授ける（各通）　沼田　博　深澤　利定　聰
旭日小綬章を授ける（八月十四日）　小川　正猛
（鳥取県議会議員）
旭日小綬章を授ける（八月十日）　小玉
瑞宝双光章を授ける（各通）　松村　和一　山本　本堂　武男　松福島　義勝
瑞宝単光章を授ける（各通）　福村　祐鳳　千葉　旭稔　本普晴
瑞宝双光章を授ける（各通）　市ケ谷三四郎　高原　秀夫
瑞宝単光章を授ける（各通）　樹野　宏禎　松本　利正　夫
瑞宝単光章を授ける（各通）　飯塚　能弘　扇谷　逸郎　上八月二日）　大西　利光
瑞宝双光章を授ける（各通）　四ノ宮三　亮　岡廣　隆治　三浩　策　山鳥　日木村　一兒　隆義
瑞宝単光章を授ける（各通）　平山幸八郎　野
瑞宝双光章を授ける（各通）　大田　文彌　本　西岡　愛二　正義　落合　辰榮　佐々木　薫　重弘毅
瑞宝単光章を授ける（各通）　香川大学名誉教授）　以上八月三日）　杉澤　博
瑞宝中綬章を授ける　石川　東作　井田　嘉久夫　伊原　正太郎
小榎本　三郎　岡崎　忠　加藤　和彦
阪　純一　佐古田　義弘　眞
鈴木　治雄　角田　新作　昇　新徳
井木　哲也　川　美美　渡辺　永嶋野　洋
瑞宝双光章を授ける（各通）　細　塩路モリヨ　成田　義美　山口　一郎
瑞宝単光章を授ける（各通）　以上八月四日）　島田　昌彦
瑞宝双光章を授ける　永松　正夫　泥谷　哲郎　村川　勉
（警視庁警部）　百石　顯人
瑞宝単光章を授ける（各通）　以上八月五日）　助川　徳三
（静岡大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける（八月六日）　石川　達芳
（岐阜大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける　中山十二　勇
瑞宝単光章を授ける（以上八月八日）　田中　一裕
瑞宝双光章を授ける（八月九日）　及川　良一　錦戸　正幸
瑞宝単光章を授ける（各通）　八月十日）　下八重　幸夫
瑞宝双光章を授ける（八月十一日）

官報号外

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 22 年９月７日

北陸地方整備局長　前川　秀和

道路の種類	路線名	区間
一般国道	17号	南魚沼市六日町字仲田981番３から同市六日町字舘802番５までの下り線
		南魚沼市六日町字舘802番５から同市六日町字西裏356番２まで

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月７日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間685円」を「１時間697円」に改める。

国家試験

第 34 回救急救命士国家試験の施行

救急救命士法（平成３年法律第36号。以下「法」という。）第31条の規定により、第34回救急救命士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第37条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人日本救急医療財団が行う。

平成 22 年９月７日

厚生労働大臣　長妻　　昭

1　試験期日　平成23年３月20日（日曜日）

2　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む。）

⑵　臨床救急医学総論

⑶　臨床救急医学各論㈠（臓器器官別臨床医学をいう。）

⑷　臨床救急医学各論㈡（病態別臨床医学をいう。）

⑸　臨床救急医学各論㈢（特殊病態別臨床医学をいう。）

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、２年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成23年３月31日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成３年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成23年３月31日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、看護学概論、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。

⑶　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者（平成23年３月31日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学、放射線医学及び臨床実習である。

⑷　消防法（昭和23年法律第186号）第２条第９項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、及び５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した者（学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができるもの（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年（当該学校又は救急救命士養成所のうち規則第16条に規定するものにあっては、６月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成23年３月31日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑷までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　法の施行の際（平成３年８月15日）現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法の施行後に終えた者で、厚生労働大臣が⑴から⑸までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの